

南アルプス市両俣小屋の指定管理者について

1. 公の施設の名称	南アルプス市両俣小屋
2. 指定の期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年）
3. 指定管理者	名称：特定非営利活動法人 両俣竜胆愛好会 住所：山梨県南アルプス市芦安芦倉988番地
4. 申請団体数	1団体
5. 指定管理者審査結果	一次審査（応募書類、資格要件、価格要件は合格） 二次審査（次頁参照）
6. 選定理由	自然保護活動に対する問題意識や取り組みへの熱意、創意工夫と努力により長年山小屋の維持管理を実践してきた点が評価された。 採点結果は、審査基準⑱「山小屋施設として、遭難救助活動や自然保護活動に取り組む提案がなされているか。」及び審査基準⑳「山小屋の管理運営に必要な経歴や能力を持つ人員が確保され、山小屋としての役割を果たせると見込まれるか。」が高く評価された。
7. 指定管理者選定審査会の概要	<p>(1) 審査会の委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長（公認会計士）</li> <li>・副会長（社会保険労務士）</li> <li>・委員（自治会連合会代表）</li> <li>・委員（市内企業代表）</li> <li>・委員（市職員）</li> <li>・委員（市職員）</li> <li>・委員（市職員）</li> <li>・委員（市職員）</li> </ul> <p>(2) 審査日及び内容</p> <p>6月8日 委員の委嘱、諮問 指定管理更新施設（公募・特定指定）について 二次審査の審査基準について</p> <p>9月26日 特定指定施設の審査について 公募施設の応募状況について 公募施設の一次審査について 公募施設の二次審査について</p> <p>10月10日 公募施設の二次審査 10月26日 答申内容検討 10月31日 答申</p>

二次審査結果

申請団体名		特定非営利活動法人 両俣竜胆愛好会
選定基準		得点
I	施設の運営が市民の平等な利用を確保することができるものであること	16.51
II	施設の設置の目的に照らし、その効果を十分に発揮させるとともに、その管理を効率的に行うことができるものであること	23.26
III	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	9.25
IV	その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準	16.89
得点合計		65.91

附帯意見

- ① 飲食の提供を行う施設の指定管理者については、食品の取り扱いに関するマニュアル等を策定するなど、食の安全への取組みを強化すること。
- ② 指定管理者は、指定管理施設で働く従業員の就労環境について、法令、就業規則等に則り適切に対応すること。
- ③ 山小屋の指定管理者は、山小屋施設の運営、登山者の安全確保、自然保護活動等において蓄積された専門的知識・ノウハウが必要なため、人材・後継者等の育成に努めること。
- ④ 山小屋の指定管理者は、周辺の山小屋と連携し、登山者の安全確保や情報の共有に努めること。